

第10号

# すだち

発行：  
高次脳機能障がい  
徳島家族会  
住所：  
徳島市新浜町3丁目  
（岩垣方）1-60

## 毎月定例交流会議を開催しています

毎月第3土曜10時～12時  
徳島障がい者プラザにて  
高次脳機能障がいの相談窓口  
としても

3月11日に、東日本における大地震、津波それに原発の事故により、亡くなられた方々をはじめ被災された皆さんに心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私ども「すだち」高次脳機能障がい徳島家族会でも、中央組織を通じて被災された方々に小額ではありますが支援をさせていただき、共に頑張っていくことを表明しているところです。東北三県における、高次脳機能障害者の支援組織の方々も大きな被災をされたと聞いていますので、少しでも役立てればと思っています。

私たち「すだち」では、今期は定例の交流会議を開催することを確認し、2月から毎月第三土曜日の午前に徳島県障がい者交流プラザ(徳島市南矢三町)に於いて実施してきました。講師を依頼しての学習会、当事者家族が一緒になっての和菓子作り、和歌への挑戦交流等を行い、患者、家族間の交流を深めてきました。(詳細は次ページ掲載)こうした定例交流会議に、常に十数名の当事者、家族の参加があり、今後この交流の場が定着することで、こうした障害者の相談活動を始めとして、又情報提供の場と益々発展していくものと期待していますし、新たな家族の相談の機関としても重要な役割を果していかなければならないと考えています。



5月和菓子造りに挑戦する仲間

## 月例交流会の様子

今期から実施している月例交流会議の様子を報告します。

### ★★社会福祉士の参加を得て★★

第1回目は、2月19日障害者交流プラザで開催、社会福祉士会から昼間さんの出席があり、成年後見人制度、福祉サービス、支援・援助の在り方についてどうとらえていくかについてアドバイスを受けました。出席者の自己紹介を中心に患者当事者の近況報

告が行われ14名の発言がありました。

ある当事者からは、「夢があるものは希望がある。希望があるものは目標がある。目標があるものは計画がある。計画があるものは行動がある。行動があるものは実践がある。実践があるものは反省がある。反省があるものは進歩がある。」とする実践訓練における教訓が報告されました。

### ★★心の安らぎバイオリン演奏★★

第2回目は3月19日に行われ南川先生からバイオリン演奏が披露され、当事者・家族間の索漠とした療養生活の中に何か心安らぐひと時を送れたのではないかと思います。

### ★★徳島県精神福祉保健センター所長の出席★

第3回目は、4月16日に開かれ、石元徳島県精神福祉保健センター所長の出席をお願いし、4月から一部高次脳機能障がいの診断が変更になったお話をいただきました。その後家族会として、月例会の開催について協議し、レクリエーション、趣味の報告・実践等を行って行くことが確認されました。

### ★★和菓子造りに挑戦★★

第4回目は、5月21日に障害者交流プラザ調理室で、和菓子造りに挑戦しました。指導は家族会の安部氏から教わり、参加者が4班に分かれて2種類の和菓子を造りそれぞれが家族に見せるとして帰られました。大きくなりすぎたもの、形がよくない物もありましたよ。

### ★★川柳に挑戦・・・みな上手★★

第5回目は、6月18日に開かれ、会員らは川柳に挑戦しました。

「超多忙 続き年とる 暇がない」等たくさんさんの川柳が生まれました。

### ★★短歌にも挑戦★★

第6回目は、7月16日に開かれ、社会福祉士会から篠原氏の参加出席を得て、この日参加者は短歌に挑戦しました。

「下手でいい 身振り手振りで 阿波踊り いっしょにやろう 君を待つじい」

### ★★成年後見制度★★

第7回目は、8月20日に開かれ、社会福祉士会から大下直樹氏(パートナー徳島委員長)による「成年後見制度」(将来の問題として重要な意味をもっている)の学習、説明を受けました。また「高次脳機能障がいのリハビリテーション」高次脳機能障がいとは何か(NHK 厚生文化事業団政策)のビデオを参加者で鑑賞しました。

## 高次脳機能障がい徳島家族会「すだち」

### 9月～12月の活動計画

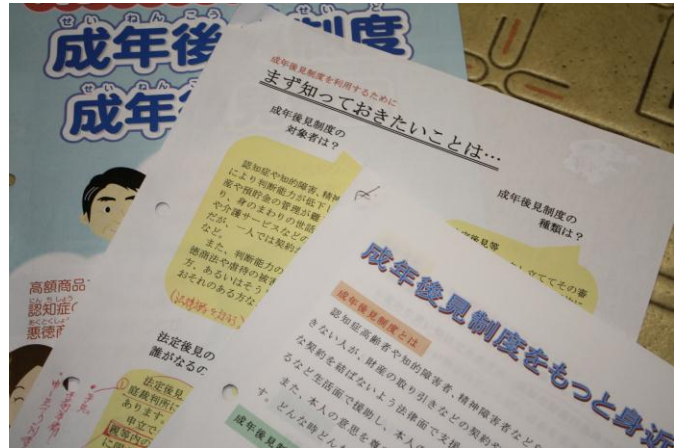
9月からの交流会の持ち方については、先般の役員会議で下記の取り組みを行う事を確認したところです。

- ・9月17日は、患者当事者の近況を改めて出し合い、対行政への要望をまとめていきます。
- ・10月の定例交流会議は、(社)日本損害保険協会(助成)リハビリテーション講習会の開催がありますので中止します。
- ・11月は、一年間屋内での交流だったので、屋外での開催に向けて企画して行きます。
- ・12月交流会議は、忘年会かクリスマス会方式でより当事者同士が話し合える場を設定していきます。

以上、後半の交流会議の予定が組まれています。こうした企画、こうした内容での交流会をとして事務局に要望、意見を上げてください。

# 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても自分ではこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自



分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法廷後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法廷後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

判断能力を欠く状況にある者を対象とします。

後見開始の審判の請求権者は本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官です。なお市町村長も65歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、後見開始の審判を請求することができます。

家庭裁判所の後見開始の審判により、後見人を付すとの審判を受けた者を成年後見人、本人に代わって法律行為を行う者として選任された者を成年後見人とよびます。家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは職権で成年後見人を選任します。

未成年後見人は一人でなければならないのに対し、成年後見人は複数の者が選任されることがあります。任意後見制度は、判断能力が十分なうちに候補者と契約します。

制度は民法に基づき家庭裁判所が行います。

おしらせ

## 高次脳機能障がい講習会の開催

日時・・・平成23年10月16日(日)

午前10時～12時

場所・・・徳島大学医学部2階/臨床第2講義室(徳島市蔵本町2丁目)

内容・・・①高次脳機能障がい地域支援ネットワーク

白石 晴彦 徳島大学地域医療福祉学分野教授

②高次脳機能障がいと共に生きる

納谷 敦夫 なやクリニック副院長

主催者・・・「すだち」高次脳機能障がい徳島家族会

後援・・・(社)日本損害保険協会

連絡先・・・徳島高次脳機能障がいリハビリテーション講習会実行委員会

委員長 永 廣 信 治 徳島大学脳神経外科教授

事務局 岩垣啓路 (徳島市新浜町3丁目1-60)

電話 088-622-4776

## 日本脳外傷友の会 第11回全国大会 in 長野

## 元気を出そう！脳損傷者フォーラム

日時・・・平成23年10月14日(金)～15日(土)

場所・・・長野県・志賀高原「98ホール」

長野県山ノ内町平穏 7148-203

電話 0269-34-3098

内容・・・14日 19時～20時半

全国交流会 (場所/志賀レークホテル)

15日 10時～15時半

シンポジウム どうすればいいの高次脳機能障がい

(当事者の車座集会)

その他 (リンゴ狩りとスノーモンキー見学)